

私たちで地域で支え合いたい

なぜ増える？児童虐待

児童虐待の相談件数が増える理由としては、親を取り巻く家庭や地域、職場などの生活環境が複雑化し、そうしたストレスなどが引きがねとなつて児童虐待そのものが増加していることが考えられます。その一方で、マスコミ報道などを通じて児童虐待に関心を持つ人が多くなっていることも、原因としてあげられます。

しつけと虐待の違い

親は、子どもに「健康で良い子に育ってほしい」と願い、子育てに励んでいます。しかし、「この子のために」とか「よかれ」と思って厳しく怒鳴りつけたり、手をあげたりすることはありませんか？

親にとつては「しつけ」のつもりでも、子どもの視点からは正反対の場合があります。親の感情をぶつけたり、日によって言うことが違っていたり、子どもの失敗の程度に比べて厳しく怒りすぎたりするのは「虐待」

となり、子どもの心や身体の成長に悪い影響を与えかねません。

一人で悩まないで

子育てにストレスを感じたり、負担や不安を抱えたりしたら、まずは身近な人に悩みを打ち明けてみましょう。市でも相談窓口を設けていますので、お気軽にご相談ください。育児で助けを求めることは、恥ずかしいことではありません。



大切な「気づき」

児童虐待の早期発見は、子どもだけでなく、虐待をしてしまう親にとつても救いとなります。親が自ら助けを求めるサインを発している場合もあります。大切なのは、そうしたサ

インに周囲の人が気づいてあげることです。

また、身近な子どもに関心を持つて、「様子が変だ」と早期に気づいてあげることも必要です。「身体に不自然なアザがある」「異常に泣き叫ぶ声が聞こえる」「いつも一人で居る」「衣服が汚れている・季節に合わない服を着ている」などの様子を見かけ、虐待が疑われる場合は、すぐに相談や通告を行ってください。

虐待かどうか確信が持てない場合や、ためらう場合もあるかと思いますが、相談や通告は、早期発見や適切な支援につながる重要な行為です。通告した人が特定されないよう、法律によって守られますので、安心してご連絡ください。

〈児童虐待に関する相談・通告先〉

平日（午前8時30分～午後5時15分）

▼児童課（要保護児童対策事務局）

☎ 23局 3513

休日・夜間

▼市役所代表 ☎ 22局 1111

※担当職員が折り返しお電話します。

■ 私たちにご相談ください

虐待が起こる家庭は、地域や近所同士で助け合ったり、支えあったりする関係が薄く、身近に相談できる人がいないなど、育児で孤立し、悩みを一人で抱えてしまっている傾向にあります。市では、「要保護児童対策地域協議会」を平成18年度に設置し、児童相談所・教育機関・医療機関・民生児童委員・警察などが協力して、児童虐待や家庭問題への支援を行っています。虐待に限らず、家庭や育児に関してのお悩みは、私たちにご相談ください。



▲家庭相談員 河合恵子(左)・藤城弘子(右)